

九州地方整備局 入札監視委員会第一部会 審議概要

■開催日及び場所		令和3年6月30日(木) 福岡第二合同庁舎2階共用第4・5・6会議室		
■委員		小林 登(弁護士)、長尾 成美(経済団体専務理事)、原田 光(公認会計士)、 前田 隆夫(新聞社論説委員)、松田 泰治(大学院教授)		
■審議対象期間		令和2年10月1日～令和3年3月31日		
■抽出案件		総件数 12件	(備考)	
抽出案件内訳	工 事	一般競争(政府調達)	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・審議対象期間内に契約した工事等の件数を報告した。 ・審議対象期間内における指名停止等の状況を報告した。 ・審査対象期間内における談合情報を報告した。 ・低入札価格調査対象工事の発生状況を報告した。
		一般競争(政府調達以外)	6件	
		指名競争	1件	
		随意契約	1件	
	建設コンサルタント業務等	2件		
	役務の提供及び物品の製造	1件		
■委員からの意見・質問、 それに対する回答等		意見・質問	回答	
		別紙のとおり	別紙のとおり	
■委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし		

意見・質問	回 答
<p>I. 入札・契約手続き運用状況等についての報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総括表(工事、コンサル、物品、役務) 2. 指名停止等の運用状況 3. 談合情報関係 4. 再度入札における一位不働状況 5. 工事種別毎の低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 6. 工事における1者応札の発生状況 7. 工事における不調・不落の発生状況 8. 工事における高落札率の発生状況 9. 工事における不調・不落の発生状況(詳細) 10. 工事における高落札率の発生状況(詳細) <p>○特になし。運用状況等について了承。</p> <p>II. 抽出案件の審議</p> <p>【一般競争方式】 (政府調達に関する協定適用対象工事)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 佐世保法務総合庁舎(R2)建築その他工事 <p>○この案件は技術点と入札価格が一番の者が落札者となっており、かつ当該入札の中に予定価格超過者や低入札者も存在する。</p> <p>個人的な感想となるが、この案件は理想的な応札状況となっていると思う。</p> <p>○審議案件1について了承。</p> <p>【一般競争入札方式】 (政府調達に関する協定適用対象工事以外・一般土木工事)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 新市の村災害復旧工事 3. 令和2年度宮原地区歩道整備工事 4. 佐賀208号諸富地区改良工事 <p>2.～4. について</p> <p>○説明があった3件及びこれ以降の案件についても同様だが、非常に辞退が多い傾向が見受けられる。</p> <p>辞退の理由は他の工事を受注した結果、配置予定技術者が配置できなくなったことということだが、令和2年度特有の技術者配置不可の事情・理由等はあるのか。</p>	<p>○了解。</p> <p>○九州においては、毎年度大規模災害が発生しており、特に昨年度は令和2年7月豪雨災害が発生し、九州各県に甚大な被害をもたらした。</p> <p>2. の工事は昨年度の豪雨により筑後川上流で発生した災害の復旧工事であり、国・県・市町村等で災害復旧工事が同じように発注されていたことから、建設業者としては多</p>

意見・質問	回 答
<p>○特に工期について、昨年度末から出水期間が始まる前の6月末までという制約もあり、辞退に繋がったということも考えられると思うが。</p> <p>○審議案件2～4について了承。</p> <p>【一般競争入札方式】 (政府調達に関する協定適用対象工事以外・一般土木工事以外)</p> <p>5. 令和2年度中間出張所管内維持修繕工事 6. 高橋排水機場除塵設備改造工事 7. 国道3号中福良地区舗装修繕工事</p> <p>5. について ○予定価格と入札金額が一致していることに問題はないのか、こういう例は他に多くあるのか。</p> <p>○総価として同額だが、項目や細目まで全て一致しているのか。</p> <p>○偶々、総額が一致していた、ということか。</p> <p>○場合によっては、わざと内訳を変えて、不自然ではないよう装うことも考えられると思うが、そのような視点でのチェックなどはしているのか。</p> <p>6. について ○この案件は技術点が80点満点中44. 33点と非常に低い点数となっているが問題はないのか。</p> <p>○この入札案件には関係が無いが、最近大手ゼネコンの従業員が所得税法違反で逮捕されているが、そういう場合、どのような対応となるのか。</p>	<p>数の入札に参加し、受注したら他の入札は辞退する、という結果となるが多かったと考えている。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○入札金額が予定価格の範囲内であることから、問題無く落札はできる。しかしながら予定価格と入札金額が一致することは非常に希なことである。</p> <p>○業者提出の工事費内訳書を比較した結果、細目まで一致するものは無かった。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○入札状況に不自然なところが認められる場合については、入札談合の疑い等について確認・審議を行っているが、この場合については、ご指摘のチェックはしていない。</p> <p>○まず、この受注者は総合評価の前に11項目の競争参加資格の審査を行って欠格項目は無く、工事の施工能力については問題がないと判断している。 総合評価は施工能力の有無について判断するものではなく、主に技術力や品質確保について点数化し順位を競うものである。 技術点が低かったのは、その内訳に「配置予定技術者の能力等」の項目があり、この項目点が20点満点中2点の低評価となったことから、その理由はこの工事において受注者は技術者を2名申請しており、低い点数の者が採用評価されていることから2点の低い技術点となったものである。</p> <p>○ご指摘の案件は、東北の復興事業において元請けの従業員が下請けからの謝礼金等を申告していなかったことについての所得税法違反案件であると認識している。 このような行為は、指名停止要領の「不誠実な行為」に該当することも考えられるが、この案件は九州区域内で発生しているものではないため、現時点において九州地方整備</p>

意見・質問	回 答
<p>○審議案件5～7について了承。</p> <p>【指名競争入札方式】 (フレームワーク方式指名競争入札) 8. R2球磨川中神町地区災害復旧工事 ○フレームワーク方式で発注したことによる、この案件のメリットは何かあるのか。</p> <p>○この案件は15者中1者以外が辞退という結果となっているが、この入札結果はフレームワーク方式の発注特性とは直接結びつくものではない、ということになるのか。</p> <p>○フレームワーク方式による事前受付時においては、参加の意思があったが、その後多くの指名業者が他の災害復旧関連工事を受注し、本工事の入札時には、ほとんどの業者が技術者不足の状態となっていた、ということか。</p> <p>○最初に説明があった「工事の不調・不落の発生状況」の不調・不落案件についても災害復旧関連のものが多数あるのではないかと思うが、不調・不落が原因で災害復旧事業の進捗が遅れるなど悪影響はあるのか。</p> <p>○「工事の不調・不落の発生状況」の「再発注への対応状況」に記載されている再発注手続きについては令和2年度中に終えていると考えてよいのか。</p> <p>○審議案件8. について了承。</p>	<p>局として指名停止等の措置を行うことはない。</p> <p>○フレームワーク方式のメリットとしては、まず手続きの最初の段階において、複数の発注予定工事に対する参加意思確認を行うことにより、計画的な発注が可能となる。また資料提出は意思確認時のみで簡素にしていることから参加者の負担軽減となること、そして技術者申請がないことから、若手技術者の登用も可能となり、担い手確保の促進についても貢献ができることなどがあり、これらのことにより、難易度が低く迅速な対応が求められる災害復旧工事においてフレームワーク方式による活用が進められているものである。</p> <p>○そのとおり。この地域については、国・県・市町村とも大規模な被災を受けており、各機関において多数の災害復旧工事が発注されていることが原因で技術者不足が発生していた。 そういった技術者不足が原因により、入札に参加したくとも参加できない状況があった、と聞いている。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○建設業協会との意見交換を行い技術者の確保ができていないか等の企業側の事情等も聞き取った上で、様々な対策・措置を行い災害復旧事業の進捗に影響がでないよう、再発注手続きを進めている。 また、全体的なことを言えば、不調不落の件数は様々な対策・措置を取りながら発注手続きを行っていることから、年々徐々に減ってきている状況にある。</p> <p>○令和2年度中に対策をとり発注を終えている。</p>

意見・質問	回 答
<p>【随意契約方式】 (技術提案・交渉方式)</p> <p>9. 赤谷川災害改良復旧附帯県道真竹橋架替外工事 ○この案件は1者参加であるが、そもそもこの技術提案方式は複数参加を想定して「優先交渉権者に関する事項」の評価を行い、高得点を得た者と随意契約を締結するという方式であると考えている。 1者参加のこの場合、そもそも得点のボーダーラインなどはあるのか。</p> <p>○技術提案・交渉方式における「価格等の交渉」は、予定価格と契約金額の差である1,958千円(税抜き)に、どのように反映しているのか。 また「優先交渉権者に関する事項」の「実現性」が30点満点中18点であるが、この得点との関連性はあるのか。</p> <p>○「実現性」の評価と「価格等の交渉」について、直接の関連は無いということか。</p> <p>○審議案件9について了承。</p> <p>【建設コンサルタント業務】</p> <p>10. 令和2年度日南・志布志道路用地取得関係資料作成業務 11. 松原ダム小水力発電設備更新調査設計検討外業務</p> <p>10. 及び11. について ○2件とも資料をダウンロードした業者数はそれぞれ20者以上であったのに、結果として1者応札となっている。 なぜこのような結果となったのか、想定される理由はあるのか。</p> <p>○審議案第10及び11について了承。</p>	<p>○審議案件6. でも同様の質問があったが、この案件についても、受注者は11項目の競争参加資格項目をクリアし、工事の施工能力については問題がないと判断の上、その後、技術提案評価を行い点数評価をすることとなる。 複数の参加者がいれば技術提案点数が最高点の者が優先交渉権を得るというものであり、この評価において何点以下が失格などということはない。</p> <p>○「価格等の交渉」は、発注者と優先交渉権者との施工歩掛、資材単価、積算基準等の見積諸条件等の交渉であり、当該交渉を経て予定価格を算定するものである。 また技術評価点のうち「実現性」の項目が18点であったのは、「実現性」の評価テーマが河道切替、道路切替における技術提案及びその施工実績であり、提出資料に施工実績についての具体的な明示が無かったため低評価となったものである。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○10. については、事業認定申請関係の図書作成であり土地収用法や道路計画における詳細設計資料等を取り扱う「専門性」や供用目標を前提とした申請時期の厳守、審査段階における修正・質問対応等の「迅速性」が求められることから、入札参加を回避する業者が多く、結果的に1者となったのではないかと考えている。 11. については、国土交通省が管理している101ダムの中で初めて小水力発電設備更新をPFI事業により行う試みとなること及び発電設備に加え、PFI事業の経験・知識・技術力が必要となることから、結果的に1者となったのではないかと考えている。</p>

意見・質問	回 答
<p>【役務及び物品】 12. 北九州国道事務所道路情報提供装置外増設</p> <p>○特になし。審議案第12. について了承。</p> <p>Ⅲ. その他の審議 【参加の有無を確認する公募手続き】 13. 矢部川文広排水機場ポンプ設備修繕工事 14. 矢部川川内排水機場ポンプ設備修繕工事 15. 令和3、4年度巨勢川調整池機械設備修繕工事 16. 小田排水機場操作制御設備改造工事 17. 令和3年度野田堰管理用制御処理設備改造工事 18. 令和3年度竜門ダム管理用制御処理設備改造工事 19. 令和3年度緑川ダム管理用制御処理設備改造工事</p> <p>○ポンプ設備修繕やダム管理用制御処理設備改造などについてこの手続きを実施しているようだが、他にこの手続きを実施するような、特別な技術を有するメーカーとの設備修繕・改造等を行う案件はあるのか、またこの手続きで行うものは極めて希なことであるのか。</p> <p>○予定価格の決定はどのように行っているのか。</p> <p>○ポンプ設備等のオーバーホール等の修繕についても整備局積算基準による予定価格算定が可能なのか。</p> <p>○それはメーカーの言い値であり、金額の妥当性の有無が問題とはならないのか。</p> <p>○例えば、当初納入時に、20～30年間等の長期間の維持修繕に係る価格を提示させておく等の方法も考えられるので検討してはどうか。</p> <p>○審議案件13～19について了承。</p>	<p>○情報通信設備の機能における改造関係でこの手続きを実施するに至った経緯について説明すると、まず平成26年度までは一般競争入札方式で発注していたが、全ての案件で長期間にわたり1者応札となっていた。</p> <p>この現状を踏まえ平成27年度に一部案件についてこの手続きによる試行を行い、平成28年度からはCCTVカメラ、道路情報システム及び河川情報システムの案件について試行を実施している。</p> <p>当該試行の結果、その全てにおいて他者の参加は無く、当初に設備を設置したメーカーとの随意契約に移行しており、また当該随意契約に関する他者からの異議申し立て等も無かったことから、平成28年度以降、情報通信設備の機能に係る改造関係については、この手続きにより実施しているものである。</p> <p>○情報通信設備関係の予定価格算定は九州地方整備局の土木積算基準により算定している。</p> <p>○機械設備の修繕等においては、メーカーに見積依頼を行っている。</p> <p>○当該依頼によるメーカー見積金額については、過去の類似案件の見積金額等も参考に妥当性を確認している。</p> <p>○了解。</p>

意見・質問	回 答
<p>IV. 審議内容のとりまとめ</p> <p>○意見具申は特になし。</p>	